

平成17年第3回潟上市議会臨時会会議録（第1日）

○開 会 平成17年11月25日 午前10:00

○閉 会 午前10:44

○出席議員（50名）

1番 二田 功	2番 菅原 伊佐美	3番 千田 正英
4番 鑑 則夫	5番 佐藤 富夫	6番 菅原 勉
7番 吉田 義雄	8番 門間 兵一郎	9番 児玉 春雄
10番 佐々木 松雄	11番 千種 清一	12番 佐藤 昇
13番 大谷 貞廣	15番 富樫 鉄蔵	16番 佐藤 義久
17番 淡路 五十一	18番 藤原 幸作	19番 鎌田 久
20番 伊藤 金英	21番 村井 政克	22番 佐藤 正信
23番 後藤 一志	24番 伊藤 博	25番 佐藤 忠悦
26番 澤井 昭二郎	27番 菅原 久和	28番 佐藤 恵佐雄
29番 菅原 養太郎	30番 西村 武	31番 奈良 与三郎
32番 成田 進	33番 菅原 市郎	34番 土肥 茂宏
35番 鑑 仁志	36番 武藤 守	37番 小林 友明
39番 佐藤 傳一郎	40番 嶋田 満雄	41番 菅原 俊雄
42番 大澤 一義	43番 鈴木 組子	44番 堀井 克見
45番 佐藤 幸孝	46番 藤原 典男	47番 伊藤 栄悦
48番 徳原 恭一	49番 菅原 権悦	50番 阿部 幸基
51番 門間 英也	52番 赤平 末次郎	

○欠席議員（1名）

38番 藤原 幸雄

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鑑利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	鈴木久雄
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
飯田川庁舎総合窓口センター長	山平東	昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信
天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成17年第3回潟上市議会臨時会日程表（1日）

平成17年11月25日 午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告 （教育長）
- 日程第 4 承認第23号 専決処分の承認について
（平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算）
- 日程第 5 議案第49号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第50号 潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第51号 潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第52号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について

午前10時00分 開会

○議長（赤平末次郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は50名でございます。38番の藤原幸雄議員から所要のため欠席届けが提出されております。もちろん定足数に達しておりますので、これより平成17年第3回潟上市議会臨時会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、皆様のお手元にあらかじめお配りしてあるとおりでございます。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（赤平末次郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番佐々木松雄議員及び11番千種清一議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（赤平末次郎） 日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

お諮りします。本臨時会の会期を、本日1日と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定致しました。

【日程第3、行政報告】

○議長（赤平末次郎） 日程第3、行政報告を行います。小林教育長。

○教育長（小林 洋） 報告致します。

皆様にご心配をおかけしました追分乳児保育園に発生しましたノロウイルス感染症胃腸炎発生の経緯と対応についてご報告致します。

10月下旬から11月上旬に入り、追分乳児保育園で嘔吐、下痢、発熱に伴う症状の幼児が見られておりました。また、保育士や家族にも同様の症状があり、降園や受診休暇を取るなどの指示をしてまいりましたが、11月5日に医療機関で受診、検査を受けた家族からノロウイルスが検出され、その家族の中に追分乳児保育園の園児も含まれていることを11月8日午後6時に母親から追分乳児保育園に報告があり、すぐに教育委員会にも連絡がありました。

直ちに11月9日、中央保健所より感染予防の対策等の指導を受け、園内の消毒や手洗

いを遵守させ、衛生管理に対応致しました。また、各家庭にも衛生管理を十分行うよう周知させるとともに、園児の体調には十分注意していただくよう指導に努めました。

感染拡大のために特に症状が多く見られた0歳児・1歳児組には、11月10日から12日の3日間、休園措置を取りました。また、給食は11月11日から16日まで中止し、保護者からはこの間、弁当持参で協力していただきました。

また、11月11日付けで市内各保育園・幼稚園に対し、ノロウイルス感染胃腸炎の発生と衛生面での対応を十分に行うよう通知、指示したところであります。

11月18日までのノロウイルス感染症胃腸炎と見られる罹患者数は、乳児29名、保育士10名、保護者27名の66名となっております。その後、今は休園する子供もなく、収束に向かっていると判断しております。

ノロウイルスの感染症胃腸炎の症状は、1～2日の吐き気、嘔吐、下痢が多く、まれに発熱もあります。症状がなくなっても3～7日ぐらいはウイルスが便中に検出されることなどから、嘔吐や下痢の多い幼児は休園させるとともに、症状のない幼児でもおむつを替えた後の手洗いを十分行い、部屋の換気や園内の消毒を行い、感染予防に努めております。

なお、現在も発生期にあたっておりますので、各園に対し保護者の認識と理解を深めるための周知徹底と園内の衛生管理の配慮に努めるとともに、保育士には標準予防策、手洗いの励行、嘔吐物の処理には使い捨てのマスク、エプロン、手袋の使用などを徹底させ、検収に努めてまいりたいと存じます。

以上で報告を終わります。

【日程第4、承認第23号 専決処分の承認について（平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算）】

○議長（赤平末次郎） 日程第4、承認第23号、専決処分の承認についてを議題と致します。

議案の朗読は省略します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） おはようございます。

承認第23号、専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成17年11月25日 潟上市長 石川光男

専決処分書。

平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年11月10日 潟上市長 石川光男

別冊の補正予算書をご覧いただきたいと思えます。

この専決処分につきましては、飯田川飯塚地区で実施されております県営担い手育成基盤整備事業に伴う農道整備の実施設計を確認致しましたところ、有線放送ケーブルと鉄柱が障害になることから、秋田地域振興局長から10月18日付けにて設備移設の申請がなされております。このことに対応するものであります。

これまでの配線経路を、直線から新設の農道をコの字型に横断することになります。現地にはN T Tのケーブルもありますので同様の移設となりますが、有線ケーブルを許可しておりますので、工事日程を同時進行するとともに11月中に完了してほしいとのことでありまして、そのための専決処分でございます。

なお、移設費用は県営担い手育成基盤整備事業予算で負担することとなっております。それでは予算書に基づいて説明申し上げます。

平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算。

平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,173万3,000円とするものでございます。

4 ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入2款分担金及び負担金1項負担金1目負担金80万6,000円の補正は、2節工事請負負担金工事費負担金80万6,000円でございますが、一般工事負担金でございます。

歳出2款業務費1項業務費1目業務費80万6,000円でございますが、この主なものにつきましては、11節需用費49万9,000円、消耗品費が49万4,000円で、これは有線ケーブル200m分に係るものでございます。

燃料費が5,000円、それから13節委託料25万2,000円でございますが、これはケーブル移設委託料でございます。

また、14節使用料及び賃借料5万5,000円は車の借上料でございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより承認第23号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようです。

討論を省略して本案を採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。よって承認第23号を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。したがって、承認第23号は、原案のとおり承認されました。

【日程第5、議案第49号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第5、議案第49号、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） おはようございます。

議案第49号、潟上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成17年11月25日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページ、お願い致します。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

これは議員の皆様様の期末手当を0.05引き上げるものでございます。

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年12月に支給する期末手当については、第6条の規定によりその例によることとされる潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第5項・6項の規定は適用しない。これは第6条の規定によれば、一般職員の例によるということですが、附則5項・6項については一般職では4月～11月までの給料の差額を期末手当で調整するという項目でございますが、これは議員の皆様には該当しないということで適用しないという条項でございます。

なお、これに伴う影響額については72万2,462円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ございませんか。はい、菅原俊雄議員。41番。

○41番（菅原俊雄） わかりきったような質問ですけれども、1つだけ教えてください。

ただいま提案ありましたように人事院勧告に準じてこの12月の期末手当を0.05か月引き上げた場合、つまり1.75か月分、こうなった場合の、今ちょっと額ありましたけれども、財政負担というか議員1人当たりの引き上げ額が大体どのくらいになるのか。

また、72万いくらかと説明がありましたけれども、市持ち込みの、いわゆる予算見積りというか、それはどのくらいの額になるのか、それをひとつお願いします。

以上。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） お答えを申し上げます。

ただいま議員の期末手当の1人当たりの差額というご質問でございますが、これは議員については1万4,087円となります。

それから、先ほど私は影響額が72万2,462円ということで、これが増額になるわけですが、今回の一般職等については12月定例会で予算補正をする予定でございますが、この議員に関する分については、議員の現在の欠員分の予算で対応ができるということで補正はございません。

○議長（赤平末次郎） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。46番藤原議員。

○46番（藤原典男） 今、この提案理由について、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴いこれに準ずる、というふうなことを言いましたね。これに

準じて条例の関係部分を改正するものであるということですが、この人事院勧告の中身、ご覧になっていると思うんですが、1つは給料表の改定ですね。給料のマイナス改定ということで、15万円、4月からさかのぼって引き下げる。それから2つ目にはボーナスのことで、これは議員報酬のことについては、準じていいながら100分の5を切り上げるというふうなことですけれども、人事院勧告ではボーナスは0.05切り下げたんですよ。これ、準じてじゃありません。それから3つ目は、配偶者の手当の切り下げということで1万6,000円を2,000円切り下げるというふうな3つの内容でしたので、このボーナス部分については、準じてといっても正確に言えばこれは違うわけですね。そこら辺どうでしょう。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） お答えを致します。

この期末手当については、0.05引き上げるということで、一般職についてもあとで説明申し上げますが、これも0.05引き上げる。ただ、給料表は0.36引き下げると、こういう内容でございますが、総務省の見解でも特別職の期末手当についても、国の指定職員の期末特別手当に準じて所要の措置を講ずることが適当であるという見解が示されてございます。したがって、議会議員、特別職については、国の指定職員の期末特別手当に準じて所要の措置を講ずるということで今回提案した次第でございます。

○議長（赤平末次郎） はい、46番。

○46番（藤原典男） さっき3つのことを言いましたけれども、ボーナス部分については、人事院勧告では0.05の切り下げなんです。しかも能代市議会では、このことについて修正提案が出されたというふうな話なんですけれども、現状維持ならともかくもね、片方で切り下げというふうなときに、この片方で、こちらの方では切り上げというのは、私はおかしいと。正確なところ、ボーナス部分については、どのように認識しているのかも一度お聞きします。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） これは期末手当、いわゆる一般職の場合は勤勉手当ということがなされておりますけれども、いわゆる国の指定職、事務次官とかそういう方々でございますが、その方々については期末特別手当に0.05をプラスするということが今回の勧告の内容でございますが、その所要の措置を講ずることが適当であるということで、他の市議会でも否決などされているところもございますけれども、旧3町においては今まで

人事院勧告に基づいてずっと実施してきている経緯もございますので、それに基づいて私どもも今回提案した次第でございます。

○議長（赤平末次郎） ただいまの答弁でよろしゅうございますか。はい、藤原議員。

○46番（藤原典男） ちょっと議論がね、私の言ってることと答弁がちょっとかみ合わないんですけれども、これ以上は質問しても同じだと思いますので、これでやめますけれども、あとは採決のところでは態度を示したいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） はい、石川市長。

○市長（石川光男） 今、総務部長が答弁したとおりでございますが、この人事院勧告というような勧告を受けて、国が国家公務員の一部改正を準じて行ったということでございまして、我々は法治国家であるという立場から国の公務員を遵守して今回提出させていただいたということでございます。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。はい、41番。

○41番（菅原俊雄） 先ほど、補正予算は組まないで欠員の分でやっていくということは、この人事院勧告の、さっきそういう法律だからそれを尊重するという趣旨もございましたけれども、説明のように、欠員の分で対処できるというような考えなものですか。できるものですか。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） お答えを申し上げます。

先ほど影響額が72万2,462円と申し上げましたが、この額については現在の手当の予算の範囲内で対応ができるということで12月の補正予算には計上をしなくても済むと、こういうことでございます。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑がないようです。

これより討論を行いますけれども、討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、異議があるようでございますので、起立によって採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(赤平末次郎) 起立多数です。したがって、議案第49号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第50号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(赤平末次郎) 日程第6、議案第50号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題と致します。

議案の朗読は省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(大越 宏) 議案第50号について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成17年11月25日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページ、お願い致します。

潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

これも先ほどと同じく「100分の170」を「100分の175」に改めるということで、0.05期末手当を引き上げるという内容でございます。

附則については、先ほどと同じ内容でございます。

なお、これに対する影響額が4万9,250円で、これは市長1人分でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようです。

討論を省略して、本案を採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議がないようでございます。よって、議案第50号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩致します。

午前10時25分 休憩

.....
午前10時27分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

議案第50号について、異議がありますので起立によって採決致します。本案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（赤平末次郎） 起立多数です。したがって、議案第50号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

【日程第7、議案第51号 潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第7、議案第51号、潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第51号について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成17年11月25日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものでございます。

8 ページですが、潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の170」を「100分の175」に改める。これも先ほどと同様でございます。期末手当を0.05引き上げるものでございます。

附則については、前条と同様でございます。

なお、この影響額については3万2,487円となっております。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようです。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論ないようでございます。

これより議案第51号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議ありの声があります。よって議案第51号は、起立によって採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（赤平末次郎） 起立多数です。したがって、議案第51号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

【日程第8、議案第52号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（赤平末次郎） 日程第8、議案第52号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第52号について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成17年11月25日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページですが、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第1条ですが、第6条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。これは配偶者手当を月額500円減ずるものでございます。

それから第16条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改める。これは一般職の勤勉手当の率を0.05引き上げるものでございます。

その下の方については、再任用職員の支給率について定めているもので、本市では該当ございません。

第2条については「100分の75」を「100分の72.5」と改めるということですが、これは18年度から6月と12月、それぞれ100分の72.5ずつ平準化するものでございます。

附則については、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成18年の4月1日から施行するという内容でございます。

以上でございます。

申し遅れましたが、この影響額については、勤勉手当で569万3,000円ほどの増額となります。給料、6月手当の調整額として382万円ほどが減となります。それから給料表改正によって12月から3月までの給料が129万1,000円ほど減となります。12月の期末手当については、80万5,000円ほどの減となります。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ございませんか。46番、藤原議員。

○46番（藤原典男） 今、減額の金額聞きましたけれども、職員1人当たり、平均年額でどれくらい減額となるのかお聞きしたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） お答えを申し上げます。

平均で、職員1人当たり約3,830円と試算をしております。

○議長（赤平末次郎） ほかにございませんか。41番菅原議員。

○41番（菅原俊雄） 1点質問致します。

先ほど説明のとおり、たいした額でもないというけれども大変な額だと思いました。ただ、この削減によって、多くの地方公務員というかそういう働く人方がたいした影響を受けるわけだけれども、特に私の考えるのは、本市の職員の生活とか暮らしとか、それに与える影響というのは非常に大きいと思いました。というのは、皆さんご存知のように、職員の給料がもともと非常に低いからです。今、格差是正の仕事も着々と進めているやに伺っておりますけれども、いずれにして大変な影響がある。ましてや職員の給与というのは、当たり前な話を言いますけれども、下がっていけば、それだけやっぱり地域に与える影響というのも大きいわけです。一杯飲みに行くかなと思っても、懐が乏しいからやめるとか、そういう影響というものかなり大きいと思いました。

そこで市長に質問しますけれども、この旧3町の給与格差の是正の作業を今やっている訳だけれども、この削減する面について、是正の中で、あるいは今後の1年間の間に少しでも運営上の資金を使って、ささやかでもこれを補充していくような意図はないのでしょうか。

以上。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） お答え致します。

職員に対する影響、あるいは地域に対する影響というのは、私も十分菅原議員と同じ考えであります。

今のご質問については、これからの旧3町の職員の是正といいますか、今、洗い出し中の作業をしております。その減った分について基金とか活用して埋める考えはないかということですが、今ここで埋める埋めないということは返事はできません。ただし、原則的にはやはり人事院勧告どおりに施行するというところでございます。

○議長（赤平末次郎） ただいまの答弁でよろしゅうございますか。ほかに質疑ございま

せんか。はい、50番阿部幸基議員。

○50番（阿部幸基） 今、総務部長からの説明の中の1点だけお伺いします。

第6条の第3項中、配偶者の「1万3,500円」から「1万3,000円」に引き下げるという問題でございますが、給与所得のある配偶者に対しては、たぶん該当にならないと思うんですが、職員で配偶者手当が支給される割合はどのぐらいになっているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） お答えを申し上げます。

配偶者手当に該当する職員については、83名でございます。

○議長（赤平末次郎） ただいまの答弁でよろしゅうございますか。はい、50番阿部議員。

○50番（阿部幸基） 83名の方々の奥さんが家庭を守り、一生懸命おとうさんのお仕事に頑張ってもらいたいということでお家にいると思いますが、そういう方々に対しても今回500円という、金額的には低いんですが、気持ちとしてはやはり引き上げて、家庭を守ってあげるような処遇をしていかなければならない時勢じゃないかと思いますが、その辺市長からお考えを伺いたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、菅原俊雄議員にもお答えしたとおりでございますが、気持ちは気持ちとして承りますが、やはり我が国は法治国家であるという観点から、この人事院勧告に基づいたことを粛々と執行してまいりたいということです。

○議長（赤平末次郎） はい、50番阿部議員。

○50番（阿部幸基） 私、法治国家だからと云々でなくて、私は市長としての職員を見る目でご答弁をしていただきたいと思いますと思うんですが、私自身であればやはり職員を守る家庭の配偶者が、やっぱり少しでも手当を出して頑張ってもらいたいという気持ちを先ほども言ったんですが、そういう気持ちで私お聞きしたんであって、市長の職員に対する本当の気持ちを伺いたい。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 今この議場で個人的な見解を述べることはできません。あくまでも市長として、個人的な考えは抜きにして、市長として答弁しているものでございます。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようです。質疑を終了致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。はい、46番。壇上に上がってください。

○46番（藤原典男） 議席番号46番藤原典男でございます。

私は、この度、市当局が提案している議案第52号の潟上市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、第16条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改める部分に賛成しながらも、同条例の第2項の規定を平成18年4月1日から施行する「100分の75」を「100分の72.5」に引き下げること及び扶養手当を月額「1万3,500円」を「1万3,000円」に引き下げる条例案について、また、勤勉手当を引き下げる条例案について反対の立場から討論致します。

条例案の市当局の提案理由は、国家公務員の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものとしていますが、そもそも人事院勧告に沿ったこの動きは、トータルで年間に換算すると、先ほど回答があったように潟上市では平均年額では職員1人当たり3,830円引き下げるものです。今年は灯油の値上がり、ガソリン代の値上がりに加え、サラリーマン減税の廃止も叫ばれている中、職員の方の今後の家庭の台所状況も厳しいものがあると察し致します。

今年の8月15日に行った人事院勧告は、給与改定については、公務・民間の賃金格差が0.36%、1,380円あるとし、配偶者・扶養手当の月額500円減額に加え、月例給を4月に初給して0.3%引き下げるとしています。既に受け取った給与を削減分返すことは、不利益不遡及という法律の原則を無視した不当なもので、民間でも考えられない処置です。給与構造の見直しについては、俸給水準を4.8%引き下げ、30代半ば以上を最大7%引き下げる給与カーブのフロッタ化や勤務成績、実績評価を賃金に直結させ、給与拡大する制度、最大18%もの地域間格差を持ち込む地域手当制度を導入しようとして一致しています。

人事院制度は、公務員労働者の労働基本権の代表機関であり、対政府との関係では労働者、労働組合の代理人としての役割を負うべき組織であるにもかかわらず、実態は今回の勧告のように公務員労働者の要求や意見に背を向け、政府・財界の意を受けて、総額人件費削減、成果主義を強調する経済財政諮問会議の動きを先取りする役割を果たしております。大事なことは、本来の役割を放棄している現在の人事院の姿勢や勧告に、一地方自治体がそれに準ずるような政策を実行する理由はなく、公務員賃金は広範な民

間労働者の賃金決定にも波及力を持っており、今回の条例案を実行するならば役場職員の労働条件の大幅な引き下げにとどまらず、広範な地域的賃金への影響、経済にも影響を与えることは間違いありません。

月例給を4月にさかのぼり遡及するという人事院勧告並みの条項はないものの、結果的には賃金ダウンとなるこの条例案については反対するものであります。

以上で議案第52号に対する反対討論を終わります。

議員各位の懸命なるご判断をお願い致します。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論ないようですので、これで討論を終了致します。

これより議案第52号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議ありの声があります。したがって、議案第52号は、起立によって採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（赤平末次郎） 起立多数でございます。したがって議案第52号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

これにて平成17年第3回潟上市議会臨時会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

午前10時44分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員